

静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

「

			申請戸数が301以上であるもの	5,460,000円
--	--	--	-----------------	------------

を

」

「

			申請戸数が301以上であるもの	5,460,000円
長期優良住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	住宅維持保全計画認定申請	一戸建ての住宅		22,000円
		一戸建ての住宅	申請戸数が1であるもの	22,000円
		住宅以外の住宅	申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	61,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	101,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	161,000円

」

		申請戸数が51から100までであるもの	245,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	525,000円
		申請戸数が301以上であるもの	595,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		77,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	77,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	176,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	280,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	550,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	983,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	1,680,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	3,120,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	4,460,000円

に、

			もの	
			申請戸数が301以上であるもの	5,460,000円

「

譲受人の決定のみを事由とする場合	2,500円
------------------	--------

を

「

	譲受人の決定のみを事由とする場合			2,500円
長期優良住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合 住宅維持進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の規定の適用を受けた場合	一戸建ての住宅	申請戸数が1であるもの	17,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	30,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	49,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	128,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	204,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	341,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	427,000円
			申請戸数が301以上であるもの	473,000円

		上であるもの	
その他の場合	一戸建ての住宅		45,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	申請戸数が1であるもの	45,000円
		申請戸数が2から5までであるもの	99,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	159,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	301,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	540,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	926,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	1,690,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	2,390,000円
	申請戸数が301以上であるもの	2,900,000円	

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。